

## 青森大学全学的研究における点検・評価規程

平成28年6月29日

学長裁定

### (目的)

1. 青森大学において青森大学研究ブランディング事業その他の全学的な優先課題に取り組む研究(以下「全学的研究」という。)について、その水準向上を図るための点検及び評価制度についての必要事項を定める。

### (評価体制)

2. 全学的研究の実施に当たっては、研究の質を保証・向上させるため、研究課題に即した点検・評価体制を整備するものとする。研究の点検・評価活動は、学長の統括の下、青森大学の研究推進と研究ブランディング事業の推進に関する会議(以下「推進会議」という。)が行う。

### (自己点検・評価)

3. 全学的研究プロジェクトについては、研究計画の策定と合わせて研究成果に対する評価指標の設定を行い、研究の進捗に合わせて効果の検証を実施、研究継続にあたっての改善に反映できるようにする。

### (外部評価、意見聴取)

4. 全学的研究プロジェクトについては、研究課題に応じて学外の有識者や関連する組織からの外部評価を受ける体制を整備する。

### (自己点検・評価に係る対応)

5. 点検・評価の結果は、学長の責任の下、推進会議がとりまとめ、改善が必要な事項に対して適切な措置を講じる。

### (改正)

6. この規程の改正は、学長が行う。